

あなたと町政をむすぶパイプ役



広報むぎ

第113号

2011

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.mugitown.jp/>



2011年 姫神まつり海上パレード（7月23日）



○町長所信・・・・・・・・・・	2	○長寿医療制度	
○補正予算・・・・・・・・・・	4	（後期高齢者医療制度）	13
○一般質問・・・・・・・・・・	6	○献血のお知らせ	14
○議会の動き・・・・・・・・・・	11	○牟岐少年自然の家からのお知らせ	15
○国保税軽減のお知らせ	12	○海が吠えた日	16

皆さんの
声を
町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389

町長所信

(要旨)

去る三月十一日に震災しました東日本大震災から百日余りが経過しました。これまで昨日の時点で、死者、

行方不明者が二万三千人余り、今なお十二万人余りの方が避難し、福島第一原子力発電所も終息の目途さえ立っていません。これまで牟岐町からも宮城県へ三人の職員を派遣してきましたが、現在も二人、そして、七月二十七日からも二人派遣する予定です。



鍛冶屋谷山山頂より

さて、私にとりましては、初めての定例町議会です。で、選挙公約も含めた所信を述べたいと思います。

に充実していきます。第二の仕事の創造ですが、次の五つ、一次産業の活性化、地場産業の育成、交流人口の増加、街並み景観と自然景観の整備、有償ボランティア事業の創造に分類し、説明します。

牟岐町にはリアス式海岸と出羽島をはじめとした風光明媚な素晴らしい海洋資源があります。また、少年自然の家、鬼ヶ岩屋温泉、海部病院などの既存施設や町の面積の八十七%の森林があります。これらを総合的に勘案すると、やはり「保養観光」を核とした町づくりが最善の選択だと考えています。出羽島や少年自然の家で海洋セラピーを、鬼ヶ岩屋温泉を起点に森林セラピーを行うことなど、交流人口の増加と仕事の創造をしたいと考えています。

第一に早急な避難所の設置です。これは、先の東日本大震災における津波被害から見直しの必要性は明らかです。具体的には、これまでの地域防災計画に指定された避難所を基に、海拔二十m以上の里山を選定し、まずは十mの位置の避難所を、そして、必要があればより高いところに避難できる形で、基本的な避難場所として選定したいと考えています。これらの避難場所は道路で結び行き来を可能とし、平時は散歩コースや公園として皆さんに日常的に使用し、管理していただく。また、これらの施設を使ったウォーキング大会などのイベントを開催し、交流人口の増加も図りたいと考えています。

まずは一次産業の活性化として、農業は猪鹿猿の対策を行い、特産品づくりを行います。漁業は、藻場の創造や養殖など人工的に漁獲高を上げる方策を模索するとともに、ブランド化に取り組みます。二つ目の地場産業の育成は、頑張る地元企業を販売や広告で支援するとともに、特産品づくり、魅力ある店舗づくりの支援をしていきます。観光は、定期的なイベントの開催や魅力ある宿泊施設の創造の支援、また、観光物産所の設置を行います。そして、これらは次の三つ目の交流人口の増加と同様ですが、全て防災と保養をキーワードとして進めていきます。

三つ目の交流人口の増加に伴う仕事の創造ですが、景観行政団体になるべきで、いずれは景観法に定める景観行政団体になるべきで

あると考えていますし、建物のリフォームにも町として支援をし、この作業をNPO法人にお手伝いいただきたくも考えています。

五つ目の有償ボランティア事業の実施については、町長給与を削減し、作った活性化基金を活用し、移住を促進する事業、町の活性化に役立つ事業、特産品の開発に係る事業などのほか、配食サービスなどの高齢者を支援する事業や子育てを支援する事業、或いは、町の美化に寄与する事業などに助成し、支援したいと考えています。

第三の住民との協働については、情報提供を小まめに行うとともに、道路整備などの公共事業や福祉行政などについて、住民で協議し、行政への意見、要望をいただきながら優先順位をつけ実施していきたいと考えています。また、職域ごとの団体についても意見交換会を行い、情報提供を行うとともに、要望を聞いて、極力町政に反映したいと考えています。

最後に基本的な財政方針を申し上げますと、国は一兆円の債務を抱え、さらに東日本大震災の復興財源を必要としています。また、県も三年で百三十億円の債務超過に陥る状況です。このような中、町においても継続的な人口減少による交付税の減額や今後予定して

いる統合小学校建設工事を始め、多くの公共事業を計画していることから、できる限りの緊縮財政を続けるとともに、町の活性化に必要な事業は積極的に行うなど、メリハリのある財政運営をしていきたいと考えています。

六月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が六月二十二日から二十四日まで開かれました。

開会日には福井町長が所信表明を行い、繰越計算書の報告、条例制定、改正案、補正予算案、教育委員の選任などの提案説明を行いました。また、議員から意見書案二件の趣旨説明が行われました。

再開日には福井町長から工事請負契約の締結、副町長の選任などの追加議案の提案説明があった後、四名の議員が一般質問に立ち、地震への備え、防災教育、観光振興、原発の事故などについて論議されました。そして、町長提出の報告一件を承認、条例案などの議案十四件が可決され、議員提案の意見書案二件を可決しました。

繰越計算書

◎二十二年一般会計繰越明許費繰越計算書

二十二年から二十三年度に繰り越した木造住宅耐震改修事業、きめ細かな交付金事業（上ノ町一ノ線改良工事、東地区排水路整備工事、町道維持修繕工事）、社会資本整備総合交付金事業（八坂線改良工事）、更新住宅建設事業、小学校統合事業運動場第二期造成工事、きめ細かな交付金事業（運動場設備整備工事）以上六件について、計算書を報告し、議会の承認を求めるもの。

（原案承認）

条例

◎特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町長の給与の削減率を十%から七十%に変更するもの。

の。

（採決の結果、原案可決）

◎牟岐町地域活性化支援基金条例

町の活性化を図る事業に對して助成を行うため、基金を設置するもの。助成金については、要綱を定め、審査会で認めた事業に對して交付する。財源は町長給与の削減分を充て、年度末に残りを基金に積み立て、翌年度以降に使用するもの。

（原案可決）

◎牟岐町税条例の一部を改正する条例

三月十一日に発生した東日本大震災の被災者の負担を軽減するため、四月二十七日に「地方税法の一部を改正する法律」が成立し、これを受けて町税条例の所要の改正を行うもので、主な内容は、雑損控除の特例、住宅ローン減税の適用の特例など。

（原案可決）

補正予算

◎二十三年度一般会計補正
予算

歳入歳出それぞれ一億八千六百八十八万四千円を追加し、予算総額を三十億二千六百九十二万一千円と定めるもので、内容は下表のとおり。

(原案可決)

◎二十三年度上水道事業会計補正予算

牟岐中学校配水管布設工事分で一千八百六十六万五千円を計上するもの。

(原案可決)

◎二十三年度国民健康保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ百四十五万一千円を追加し、予算総額を九億五千二百四十二万二千円と定めるもので、前年度繰越金を計上して国保税四千六百万円を減額し、税率を据え置くもの。

(原案可決)

23年度一般会計の予算総額は

30億2,692万1千円になりました。

6月補正予算額は、1億8,168万4千円の追加です。(原案可決)

6月補正予算 歳出予算の主なもの

金 額	内 容
4,700,000円	役場庁舎防水塗装工事
4,875,000円	地域活性化支援事業助成金
14,175,000円	固定資産評価業務用地番図作成委託料
35,700,000円	新住民基本台帳システム改修委託料
4,195,000円	敬老祝金
11,602,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金(追加分)
4,095,000円	水産振興費補助金(資源維持対策事業、増養殖場造成事業)
3,000,000円	健康管理センター指定管理委託料
25,000,000円	町道万歳線修繕工事
8,130,000円	海部消防組合負担金(追加分)
11,865,000円	学校統合事業配水管布設替工事等負担金
2,500,000円	宝くじコミュニティ助成事業
1,000,000円	サンライン黒潮マラソン
3,932,000円	町債償還利子(新規借入分)

歳入予算の主なもの

金 額	内 容
15,210,000円	国庫支出金 社会資本整備総合交付金
2,228,000円	県支出金 県単独沿岸漁場整備開発事業補助金
152,056,000円	繰越金 前年度繰越金
2,500,000円	諸収入 宝くじ助成金(コミュニティ助成事業)
8,400,000円	町債 過疎債(町道万歳線)

◎二十三年度介護保険特別会計補正予算

二十二年度の国庫支出金等の精算のため、歳入歳出それぞれ一千九百六十八万三千円を追加し、予算総額を八億四千三百四十七万一千円と定めるもの。

(原案可決)

◎二十三年度後期高齢者医療特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ九十三万七千円を追加し、予算総額を七千八百八十二万五千円と定めるもので、後期高齢者医療広域連合への納付金を増額するもの。

(原案可決)

指定管理者

◎牟岐町健康管理センターの指定管理者の指定

指定管理者を特定非営利活動法人けいざい学習塾に指定するもので、期間は平成二十六年六月三十日まで

の三年間。

工事請負契約

◎工事変更請負契約の締結
学校施設造成工事(第二期)の工事内容の変更により、請負金額を二百九十一万三千七百五十円減額するもの。

(原案可決)

◎工事請負契約の締結

牟岐小学校建設工事を指名競争入札により、姫野組・田中建設・大竹組共同企業体が落札。契約金額は六億四千八百四十万円、工期は平成二十四年十二月三十一日まで。

(原案可決)

人事

◎教育委員会委員の任命
新たに峯野高明氏の選任に同意するもの。

(原案可決)

◎教育委員会委員の任命

新たに外藤やよひ氏の選任に同意するもの。

(原案可決)

◎副町長の任命

新たに大森博文氏の選任に同意するもの。

(原案可決)

委員の推薦

◎農業委員会委員の議会推薦

農業委員会委員の議会推薦者を次の三氏に決定したもの。

藤元 雅文(内 妻)
森 定雄(河 内)
原田 俊江(河 内)

意見書(要旨)

◎福島原発事故の教訓を活かし、エネルギー政策の転換を求める意見書

提出者 藤元 雅文
賛成者 堤 近義

原発事故から約三ヶ月、

放射性物質の放出により避難区域に指定された住民の方々は、住み慣れた家や職場を迫られ、いまだに帰れる見通しもないまま様々な不安を抱えながらの避難生活を送らされている。また、放射性物質による汚染が広範囲で確認されており、健康被害の心配はもちろん、農水産物の出荷停止、風評被害などによる経済的打撃も甚大である。今後の事態の進展によつては、さらなる被害の拡大も十分考えられる。

今後このような事故が起これないよう本議会は、政府に対して強く要望する。一、再生可能エネルギーの推進を政策の中心に据えること。

二、原発の新増設の停止。既設、老朽化したものは段階的に廃炉とすること。

三、地震、津波対策について改めて点検するとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。

(原案可決)



常任委員会視察(海部消防組合)



常任委員会視察(牟岐中学校)

◎地方財政の充実・強化を
求める意見書

提出者 一山 稔

賛成者 丸山 泰寛

東日本大震災によって、

東北・関東では多くの自治

体が甚大な被害を受け、今

後は、自治体を中心となっ

た復興が求められる。また、

地域の雇用確保、社会保障

の充実など、地域のセーフ

ティーネットとしての自治

体が果たす役割はますます

重要となっている。

このため、来年度の地方

財政予算全体の安定確保に

向けて、政府に次のとおり

対策を求める。

一、被災自治体に対する復

興費は、国の責任において

確保し、自治体の財政が悪

化しないよう各種施策を講

じること。

二、今後増大する財政需要

を的確に取り入れ、来年度

地方財政計画・地方交付税

総額を確保すること。

三、地方財源の充実・強化

をはかるための税源移譲と

格差是正のための地方交付

税確保、地方消費税の充実、

国の直轄事業負担金の見直

しなど、抜本的な対策を進
めること。

(原案可決)

質 問 (要旨)

(多くの議員発言がありま
したが、紙面の都合上、一
部を掲載しています。)

堤議員

町長の給与の下げ幅があ
まりに大きいので、後々若
い人が町長に出にくくなる。
また、他の町村とうまくや
っていきけるのかと思うので、
議会と相談して継続審議に
する気持ちはないですか。

町長

これから牟岐町を活性化
していくためには、一致団
結して事にあたらなければ
達成できないと考えていま
す。給料をカットして事に
あたることが皆さんの賛同
を得やすいとも考えます。
その意味でも是非ともこの
条例を通していただきたい。

一 般 質 問

6月議会では、4名の議員が一般質問を行いました。

南海・東南海地震

備えは万全か

榎谷 千重子 議員

えています。

総務課長

現在の津波シミュレーシ
ョンは、南海・東南海の連
動によるものです。国・県
へ早急に三連動による津波
シミュレーションの作成を
要望したいと思っています。

庁内では、それぞれの問
題点に対処するために津波
対策部会の立ち上げを考え
ています。

町長

先の大日本大震災により
国では、平成二十四年度中
に防災基本計画の見直しを
行うと聞いています。した
がって、町における防災計
画の見直しは平成二十四年
以降になると思われます。

今回の大津波の被害状況
と南海・東南海・東海の三
連動地震発生確率が高まっ
ていることから、できること
から対策に着手したいと考

避難場所及び 防災マップの 見直しは

榎谷議員

町内

町の避難場所、コミュニ
ティセンターは、耐震化
も含めて安全と言えるもの
はどこですか。東の東コミ
ュニティは、川沿いに位置
し、早急に調査して対処す



大谷避難広場

る必要があると思います。
また、大谷地区の急傾斜地は、過去幾度も地割れ等の補修工事を行っています。急傾斜地に設けた避難道路だけに大丈夫なのでしようか。
防災マップに記載してある、避難所、コミュニティ施設は海拔何mなのか、町内の橋は安全なのか、危険箇所調査を行う必要があるのではないかと。

町長

人工構造物であります堤防、橋、或いはコミュニティ

イ施設の整備などについては、経済的、財政的、或いは構造的に限界がありますので、対応することは非常に難しいですが、津波が来たら逃げていただくと言うことで、避難所の設置を早急にやりたいと考えています。

総務課長

避難場所の見直しは、自主防災組織、町内会へ依頼していますので、地域での議論に職員も参加させてもらい、地域ごとに支援して

いきたいと思っています。
避難場所となつて建物は、再度調査を行い、避難場所として今後指定できるか、地域の方と検討していきたいと思っています。
新しい避難マップ作成のあたりには、避難場所などの海拔の表記を入れていきたいと思っています。橋については、長寿命化修繕計画を策定予定で、必要な箇所については、今後対策を講じて行くことになっています。

町民の防災意識

啓発をどう進めていくのか

櫻谷議員

一番重要なものは、自分の命は自分で守ってもらう。その為の啓発活動を、今後どう取り組んで行くのか、自主防災組織の強化や連携、非常時の飲料水や食料など、地震後の対策は、どう進めていくのかも併せてお聞きします。

町長

津波発生時の危険性については、地区ごとに大きな差が出ると考えています。従いまして、定期的な研修とか訓練は、各自主防災組織、自治会を中心に進めていただきたいと考えています。

非常時の飲料水、食料確保につきましては、津波に安全な農家の方が在る程度確保していただけたらと考えています。水は半岐中学校敷地内に耐震性貯水槽を設置しており、五千人が四日は生活できる量を確保しています。

総務課長

防災行政無線が壊れる場合も考えられます。役場の避難指示を待たずに直ぐに高いところに逃げると言うことを基本とした防災意識の啓発を進めてまいります。本町では自主防災組織の組織率は七十%です。組織率を百%にするため、組織化をお願いして行きたいと思っています。
住宅の耐震改修に係る個人負担がネックになって耐震改修が進んでいませんので、町補助金の増額も含めて検討していきたいと思っています。

災害に強い町へ

一山 稔 議員

一、被災者支援システムの導入状況はどうなっているのか。
二、災害時コーディネーター制度についての見解はどうか。
三、高齢者や独居者、障害

者や要介護者への避難対策と見解を伺います。
四、災害時の医療体制の強化と対策への見解。
五、水道施設と送水管の耐震化及び防災対策、又、安全性と点検はどうなのか。

六、町営住宅の耐震化と防災対策、また、計画は。
七、町内にある主要橋梁や避難路となる橋についての耐震安全性と調査、点検等の状況はどうか。

町長

津波避難は、基本的には自助で行うしか手段がないと考えています。高齢者が簡単に操作できるスクーターなどの開発を行っていただいたいし、よい方法を模索していきたい。町営住宅は耐震診断を行い、耐震性能が不足している施設は改修を行うとか、他の団地へ移住をお願いする。耐震性のない民間住宅にお住まいの方の対応も行っていく。

災害時コーディネート制度は、地域防災計画の見直しの中で、制度や位置づけを明確にしていきたい。災害発生時の医療については、対策本部から医師会、開業医などに協力を要請し、和楽、緑風荘などの救護所と海部病院を核として、医療活動を行う。又、県の進める新しい医療再生計画で

は、海部病院をメディカルゾーン南部センターと位置づけ、災害医療センター機能を整備することです。で、これに期待するとともに、必要な要望もしていきたい。

総務課長

被災者支援システムについては関係課と協議したい。住民情報データの保管は心配のない銀行の貸金庫に預け、情報の更新を行っていきます。

災害時コーディネート制度は、各種ボランティア団体等と協力体制を図る必要があり、防災計画では社会福祉協議会と書いてあるが、関係団体と連携を密にして、ボランティアセンターの運営を図っていきたい。

住民福祉課長

楠の浦、奥前団地の耐震化はできていませんが、入居者から移転の申し出、又、家賃との問題も浮上してこようかと考えています。更新住宅は川沿いにあり、入居者自らが避難計画を立



東部保育所の津波避難訓練

てることも必要と思います。

健康生活課長

県医師会と医療救護活動に派遣の協定を交わしていますが、医薬品は、町内の薬局との協定が必要になります。

今後、災害医療関係者との訓練、救護所の位置など、防災計画の中で見直しが課題と考えています。

水道室長

コンサルティング会社による全ての水道施設、送配水管の点検をし、老朽化し

た水道管を耐震管に布設替えを行っています。国道部分の送水管については、パイプ工事が計画されており、工事が実施された段階で、布設替え工事を含め進めていきます。

産業建設課長

重要橋梁は業者による点検を二十六橋梁実施し、長寿命化修繕計画の策定をしています。来年度は残りの七十五橋梁、その後は一スパンの重要橋梁について実施し、必要となれば耐震補強工事を含めて対応したい。

小中学校・幼児期 からの防災教育の 徹底を

一山議員

県教育委員会は、東日本大震災の甚大な被害を教訓に改めて内容を精査することになりました。壊滅的な被害を受けた中で釜石市の小中学生は、独自の防災教育が功を奏し、ほぼ全員が無事に避難することができたと言われています。

防災教育の狙いは、知識だけではなく、主体的に自分の命を守り抜くという意識が重要なポイントになり、地域住民の防災に対する意識はもちろん、小中学校、幼児期からの防災教育も大事と思うが、学校ではどのような教育をしているか、防災マニュアルはどうか、また、幼児期に体を使った訓練、教育も大切と思うが、どのような見解をもっているのか。

町長

釜石市の小中学生は群馬

大学の片田教授の三つの教え「想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者たれ」を守って九死に一生を得たといわれています。牟岐町においても、この片田教授の防災教材に基づき、今後の防災教育を実施し、南海・東南海地震に向けて最善を尽くしていきたい。

教育次長

小中三校で、立地条件に沿った防災教育の推進に取り組んでいます。

月に一回定例校長会を開き、防災、警報発令時の対応について共通理解を図るとともに、三校では、防災安全教育を行い、生徒の防災意識を高めており、体験訓練にも参加させ役割を体得させています。

学校防災マニュアルを見直し、尚一層、行政、関係機関が連携を密にして防災に取り組んで行きたい。

保育所長

幼児の防災教育については、防災の理解が困難な年齢であり、実際の訓練を通

して教育することが最も効果的と考え、毎月火災及び地震津波による避難訓練を実施して、避難方法や防災の意識付けを行っています。

大津波を想定した避難場所や避難方法の見直しを含めたマニュアルを策定中で、今後大津波を想定した訓練を実施する予定です。

健康管理センターの 引き継ぎは万全か

横尾 政明 議員

指定管理者の指定が可決された場合、七月一日からの運営に支障はないのか。新規事業者との契約、引継等が考えられるため、利用

者からは休館になるのではと不安の声も聞かれる。今後の日程の周知は町の義務であると思うが、利用者に案内するべきではないか。



牟岐町健康管理センター

町長

議会の承認があり次第、早急に相手方と協議して、休館や支障が出ないようにしたい。

産業建設課長

健康管理センターについて、指定管理者の委託期間は、平成二十三年七月一日から三年間を予定。新旧の指定管理者との引継協議等が完了次第、新聞折り込み等で周知したい。

観光資源を活かせ

横尾議員

牟岐町には観光協会という組織があるが、姫神祭の花火の打上がメインの事業であり、しかも寄付を募らなければ成り立たない。そんな現状では、いずれ観光協会そのものがなくなると危惧される。観光資源として、千年サンゴ、大島、出羽島等誇れるものがあるのに活かしきれていない。こ

れからの町おこしの為にも観光の面にもしつかり目を向けていただきたい。

町長

観光振興は保養観光をキーワードにあらゆる施設、自然を最大限に生かした観光振興に努め、交流人口の増加を図る。

南阿波よくばり体験 態勢の強化を

横尾議員

事務局より急激に需要が増えて供給が間に合わないという状況。事務局が役場庁舎内にあるメリットを活かし、縦割り行政の弊害をなくし、情報の共有や情報発信等の部門を設ければ、地元としていち早く、受け入れ態勢が整うと考えるがどうか。

産業建設課長

牟岐町での民泊の受け入れ件数は四十五件であり、二百人以上の生徒の二連泊

は断っている状況です。
民泊数の数を増やすとともに体験プログラム開発も同時に行わなければならぬと考える。修学旅行の受け入れは、地元の経済効果も大きく、体験観光に取り組むことは、地域の活性化に繋がると思っている。

IT化に向けて

横尾議員

今やIT、情報通信技術社会の中で、情報処理技術者の雇用は、一般企業では当たり前のことである。これからの時代に向けて、せめて採用基準として考慮して頂きたい。

町長

IT、ITC技術職員の採用については、現時点では難しいが、若い職員に研修を受けてもらい、技術者の養成を図りたい。

施設の跡地利用は

横尾議員

清水地区更新住宅建設、小学校建設、保育所統合の跡地、または施設の利用についての構想は。

町長

小学校など各施設建設後の跡地利用については、出来るだけ早い時期に関係各課、住民の方からなる跡地利用検討委員会を設置し、検討を進める。

ふるさと納税の

広報は

横尾議員

財源確保として、寄付やふるさと納税制度に理解を促していただける町出身者には呼びかける必要があるのではないかと。現在牟岐町には四件、四十万五千円のふるさと納税をいただいている

が、他町と比べてももう少し頑張るのではないかと。町の情報発信をし、より身近なふるさと牟岐にしていけば、もっと寄付額が増えるのではないかとと思うが。

総務課長

ふるさと納税制度で、寄付金の受け入れは、二十年

人の住めない町に

しないために

藤元 雅文 議員

歴代政権・電力会社は、「何重にも防護策を講じており事故は起こりえない」と、研究者や国会での度々の警告を無視し、原発を推進してきました。

したがって、今回の福島第一原発の事故は、「想定外」の事故として片づけられるものではなく、「安全性の過信」に根本原因がある「人災」だと考えるが、どのような認識ですか。

一度に原発を止めるのは無理としても、一定の期限

度に六件、五十七万円、二十一年度は四件で二十七万円、二十二年度は四件で四十万五千円、今年度は現在まで一件二十万円となっている。新しくパンフレットの作成、ホームページの更新、さらに寄付された方への情報発信も行いたい。

の活性化にも繋がる事であり検討すべきではないか。

町長

今回の福島原発の事故については、過去の史実を無視した津波想定・停電時対応計画、設計の甘さがあったことは確かだと思っていますが、鉄筋コンクリートの建物が倒壊するような、あの津波の脅威を見せられた後では、人災だったという判断は現時点では出来ません。自然エネルギーで原発の電力をすべてカバーできるのであれば、脱原発の声を上げるべきだと思いますが、地球温暖化の問題を解決しないとさらに大きな想定外も起こりうるし、日本で操業する企業にとって所得税が高い、固定資産税が高い、さらに電力が不足するとうことになるれば、海外進出を決断する企業が増え、牟岐町での就職にも影響してくるのではないかと心配もあります。今後、いろんな角度から住民の方の意見も踏まえて検討していく必要があると考えてます。

牟岐町における自然エネルギー利用の増大を、今後の大きな課題として検討したいと考えております。

契約終了後の対応は

藤元議員

大型共同作業所は、海部郡四町が国庫補助金事業で昭和五十七年から五十八年にかけて建設したものです。同和对策事業の一環、地域住民の雇用の場として使用されてきました。当初



太陽光発電パネル

は海部総合繊維の代表者の個人との使用貸借契約により無償貸与され操業していましたが、数年で操業を中止。その後、繊維の名で操業を再開しましたが、程なく操業を中止。そのまま建物は放置されていました。五年ほど前から外国人研修生を寝泊りさせながらの操業が再開されました。本年三月議会において、前町長からは、「目的から考えて本来あるべき姿ではなく、牟岐バイパスの予定路線にもなっており、早急に明け渡しを求めたい」と答弁がありました。三月三

十一日が契約の終了する日でありました。今日は、六月二十四日、いまだに操業が続けられているようであります。三月議会から、今日までの経過の報告を求めます。

町長

三月議会で前町長が申しあげたとおり、契約の更新は行っていない。今後、大型共同作業所の当初の建設目的に沿い、その目的が終了したのであれば、返還を求めてまいりたいと考えています。

住民福祉課長

三月議会終了後、当時の副町長同席のもと、契約者との話し合いをいたしました。その中で新たな契約はしない旨伝えておりますが、明け渡しの同意までには残念ながら至っておりません。また、現在の作業所経営が、その契約者一人ではなく複数になっているという関係で、明け渡しまでに時間を要することが予想されます。いずれにしても最終的には立ち退きの方向で話を進めてまいります。

議会の動き

(6月)

2日 牟岐町戦没者追悼式

7日 行政常任委員会

15日 全員協議会、議会運営委員会

20日 全員協議会

22日 第2回定例町議会

～24日

29日 徳島県町村議会議長会臨時総会 (徳島市)

(7月)

15日 広報編集委員会

16日 日和佐道路全線開通式 (阿南市)

25日 阿佐東線連絡協議会総会 (海陽町)

阿佐東地域公共交通懇話会 (海陽町)

27日 徳島県町村議会議長会理事会 (徳島市)

28日 第74回町村議会広報研修会 (東京都)

～29日

30日 牟岐小学校起工式

(8月)

3日 行政課題研究会 (徳島市)

4日 広報編集委員会

編集後記

夏休みになり、待っていたかのような蝉の鳴き声。小学校の正面玄関や運動場では、早起きの彼らはかなり騒がしい。誰がお願ひするのでもなく少し疲れるのだろうか、夕方には静寂がもどる。

蝉時雨

日々それを感じながら、月遅れのお盆をすぎると頃には、それも忘れがちになる。季節のうつり変わりに気づかず、ただ涼しい風が吹くのを待ち望んでいるだけ。これは平凡な生活でこそ現われるもの。

困難な状況の中、いつになつたら普段どおりの生活が送れるのだろうか・・・平々凡々 という言葉が、何か大切な言葉に聞こえる。今日この頃である。

広報編集委員会

お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一三七一六
「広報編集委員会」まで
お願いします。

"倒産・解雇などによる離職"(特定受給資格者)や"雇止めなどによる離職"(特定理由離職者)をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます。

対象者は?

65歳未満で、離職の翌日から翌年度末までの期間において

- (1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
- (2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇止めなどによる離職)

として失業等給付を受ける方です。

軽減の対象となる人は、雇用保険受給資格者証の離職理由コードに下表の数字が入っている人です。

離職者区分	離職者コード	離職理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
	22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由退職者	23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示あり)
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

軽減額は?

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減額は前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

軽減期間は?

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

国民健康保険に加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

該当される方は税務会計課で申請を行ってください。

申請に必要なもの

雇用保険受給者証(コピー可) 国民健康保険被保険者証 印鑑

お問い合わせ先 役場 税務会計課 国保税係(72-3410)健康生活課 国保係(72-3417)

東日本大震災により被害を受けられた方へ税金関係のお知らせ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。www.nta.go.jp

また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税等の特例があります。詳しくは、牟岐町役場税務会計課(電話 72-3410)にお問合せください。

あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報ホームページをご覧ください。

<http://www.soumu.go.jp>

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

被保険者のみなさまへ

1 保険料の納付について

① 普通徴収（窓口納付・口座引き落とし）の方へ

納付書が届いている方は、納期までに必ず納めてください。

長寿医療制度は、公費や後期高齢者支援金のほか、被保険者一人一人に納めていただく保険料により運営されています。

納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
月度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限	H23. 8. 31	H23. 9. 30	H23. 10. 31	H23. 11. 30	H24. 1. 4	H24. 1. 31	H24. 2. 29	H24. 4. 2

② 特別徴収（年金から天引き）の方へ

保険料のお支払い方法を口座振替に変更することができます。
まず役場窓口でお手続きが必要です。

手続に必要なもの

①本人を証明できる書類等（保険証など） ②通帳 ③銀行印

2 被保険者証について

被保険者証は1人に1枚交付され、75歳になる誕生日までに、お送りします。

3 障害認定について

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65～74歳の障害者（身体障害者手帳1～3級と4級の一部等）の方は、65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

ただし、後期高齢者医療に加入するかしないかはご本人の選択です。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。なお、さまざまなケースがありますので、個別にご相談ください。

4 健康診査の受診は、お早めに

現在、健康診査の対象となる方にお送りしております健康診査受診券には、有効期限があります。受診券の有効期限をご確認の上、有効期限内に受診するようにしてください。

■お問い合わせ・ご相談は

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者担当 TEL (0884) 72-3417まで

終戦当時の引揚者の方々へ

通貨・証券などをお返ししております

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

◎終戦後、外地から引き揚げてこられた方で、上陸港の税関・海運局に預けられた通貨・証券など

◎外地の集結地において、領事館などに預けられた証券などのうち、日本に送還されたもの
返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。

お心当たりの方は、最寄の税関へお問い合わせ下さい。

※徳島県小松島市小松島町字外開1-11 小松島みなと合同庁舎内 小松島税関支署 tel.0885-32-0326

～献血のお知らせ～

下記の日程で献血車が参ります。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

実施日	採血場所	採血時間
9/20(火)	牟岐町役場	10:30-12:00
	ポルト牟岐	12:30-14:00

※400ml献血のみの実施です。



「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」

木造住宅の耐震化を推進するため、「耐震化工事」や「リフォーム工事」を行う場合に、その経費の一部を「県」が補助します。

■対象住宅

昭和56年以前に着工した木造住宅で、市町村が実施した耐震診断で上部構造評点が1.0未満の住宅

■対象工事

工事費(税抜き)が20万円以上で、平成24年2月28日までに完了届が提出できる工事で次に該当するもの。

(①は必ず実施し②～⑤のうち一つ以上を必ず実施してください。)

- ①高さ1.5メートル以上の家具を固定(必須)
- ②評点0.7未満を評点0.7以上とする耐震補強工事(*)
- ③評点0.7以上(1.0未満)の評点を向上させる耐震補強工事(*)
- ④耐震ベッド又は耐震シェルターを設置する工事
- ⑤②から④に相当する工事

(※耐震補強工事の例：壁の補強、屋根の軽量化、基礎の補強など)

※申請時点で既に工事契約又は工事着手している場合は対象外。

■補助金額：補助対象工事費(税抜き)の50%(上限40万円)

■事業実施戸数(県全体)：500戸

■募集期間(第1回)：平成23年7月下旬～平成23年9月30日

■申込方法：市町村(「木造住宅耐震化」担当窓口)に備え付けの申込書類が県のホームページからダウンロードして作成し、市町村に申込み下さい。

■交付決定：申請後、県から補助金の交付決定の文書が届きます。(9月上旬となる予定です。)

その文書が届いてから、工事に着手して下さい。

■問合せ先：徳島県県土整備部住宅課 耐震化・木造住宅担当 TEL.088-621-2594

■その他：その他、工事が実施できる施工者の資格等、県のホームページに掲載しております。

法務局「くらしの相談所」の開催について

このたび、徳島地方法務局では、より多くの県民の皆様に関心を持って法務局をご利用いただくため、無料相談所を開催します。

土地・建物や会社の登記、相続、土地の境界、地代、家賃、隣近所のことや子どものいじめ問題等で、困りごとや悩みごとがございましたら、お気軽に、ご相談にお越しください。

日 時：平成23年10月2日(日)午前10時から午後3時まで

開設場所：阿南市日開野町谷田497-2 徳島地方法務局 阿南支局 TEL.0884-22-0410

相談内容：登記・供託・戸籍・人権に関する相談全般

※国籍に関する相談については、クレメントプラザ5階クレメントサロンのみとなります。

相談担当：法務局職員

お問い合わせ先：徳島地方法務局総務課 徳島市徳島町城内6番地6 TEL.088-622-4318

牟岐少年自然の家からのお知らせ

日 時：平成23年10月10日(月) 体育の日
 イベント名：ヘルスアップIN牟岐2011
 イベント内容：6キロ健康ウォーク・16キロファンラン・地元特産品販売・露天出店
 開催場所：牟岐少年自然の家・南阿波サンライン
 車両通行止区間：サンライン古牟岐灘地区分岐点からサンライン第3展望台入口まで
 車両通行止時間：午前10時～午後1時
 お問い合わせ：牟岐少年自然の家まで tel. 72-2811

姫神まつり(阿波踊り・神事)



北海道地震津波の記録

「海が吐いた日」より

その時 私は!!

浜崎 田原 正義

私の家は代々海産物加工業を営んでおり、仕事の便宜上、昭和十七年ごろから母屋から浜の加工場の方に家族全員が移り住んでおりました。

昭和十九年八月に父が海軍に召集され、二十年に大阪で戦災に遭った貞子叔母が、続いて和歌山市で戦災に遭った叔母(柳本花子と子供二人)が帰郷し、総勢十二名が一緒に生活をしていました。母屋には昭和二十年秋海軍より復員して来た政男叔父とその家族が住んでいた。

北海道地震のあった昭和二十一年、私は一年遅れで県立海部中学校(現日和佐高校)に入学し、戦後の混乱の中を汽車通学していた。

十二月二十一日午前四時ごろ、小用に起きた私は見るともなく沖を眺めた。スルメイカを釣る漁火が水平線いっぱい連なり、浜辺に寄せる波は快い音を響かせていた。当日二階には私と祖母、貞子叔母と柳本の家族が、階下には母と四人の弟妹が就寝していた。再び二階に戻った私はもう一眠りしようと布団にもぐり込んだ。その時であった。

ゴーという地鳴りと共に大地震が起きた。それは未だかつて経験したことのないものすごい揺れでありました。天井から吊された電灯が天井に二、三回打ちつけられたと思った途端に灯が消えて暗闇となった。最初には「世直し世直し」と唱えていた祖母は「これはどうしたんな。これはどうしたんな。もう堪えてくれ」と泣き声になっていた。どのくらい続いたであろうか。大きく烈しくすぐ長く感じた。階下の母と弟妹たちはすぐに浜に飛び出した。二階では貞子叔母が地震の揺れの最中に「早く逃げんと怖い」と言いつて階段の途中から落ちてすり傷をつくった。二階にあった算盤鏡台等の家具類はことごとく倒れてしまったが、それでも幸い全員に怪我は無かった。ようやく揺れが止んだ。津波が来るかも知れない。衣類を着けるべくマツチを探したが気が動転してか見つからない。服は算盤の下敷きになっていた。それを持ち上げようとしたが重くてどうすることもできない。

浜に逃れた母らは鈴木のおば(父の従妹で平港の納屋に住居していた)とその家族に逢い地震のすさまじさを話していた。「潮が来ようぞ、早く逃げよう!!」とタンガの方からの叫び声に、母は弟妹たちを連れ鈴木のおばと「おまいら、早く逃げよう。津波ぞ。津波が来ようぞ。おたいら、先に逃げるけん。早く逃げよう」と言い残して家を後にした。鈴木のおばは逃げる途中、何か食料品でも持って来なければと家に引き返したが、二人の子供は母らと共に逃げた。母は母屋の叔父家族に津波の襲来を告げ、昌寿寺山に逃げるべく福岡鉄工所の露地に入ったが、行く人得る人でどうすることもできない。やっこの思いで引き返し杉玉神社へ一目散に逃げた。

私たちもぐずぐずしておれないと家を出て前の富田源吉さん宅までくると、町は避難する人々でごった返しているが、大喜田由郎さんが「津波ってはない早う来るもんじゃない。わしが沖を見てくる」と平滝の加工場（現象源第二加工場）の方へ曲った途端「早う逃げえー潮が来るよー」叫びながら引返して来た。いっしょに二階から降りてきたはずの祖母らの姿が見えない。しばらくためらっていると「正ちゃん早う逃げんけ。おばあさんには叔母さんらがついとる。早う早う」とのことので一団を作り、八坂橋のうえを目指して逃げる。

八坂橋の辺りまで来ると後から数台の大八車を引いて走るような音がある。橋の下の水は異様な音を立て逆流していた。これはみんな津波が進入する際の潮の音だった。春木正義さん宅の前まで来たとき、町の方でもものすごい音と共に津波の襲来である。「助けてくれー。イヤー。助けて!!」それはまさしく修羅の音であるが、どうしてやることもできない。やれやれ無事に助かったと思っただけ、急に寒さが身にしみてきた。そのはずである。着用している物は素肌の上に紺の袴の寝間着一枚で素足に草履の姿である。また家族の安否が気になって仕方がない。祖母は、叔母は、従兄弟らは無事に逃げたであろうか、母や弟妹たちは？。

ふと気がつくと和田八郎さん宅の前まで来ていた。大勢の人達といっしょに和田さん宅に上げてもらい囲炉で火を焚いていただき暖を取った。一方祖母や叔母達は杉王神社に逃げたが、貞子叔母は途中で米を取って来ると言って引き返し潮に流される。政男叔父は家族を先に避難させて自分は引き返し、先祖の位牌を持って八坂橋を目指したが、時すでに遅く久佐木さん宅（現小磯邸）の前で潮に遭い、久佐木宅の横の木の上に

登り難を免れた。第一波の潮が引いて「助けて、助けて!!」の声に近寄ってみると、貞子叔母が大きな流木に挟まれ身動きができずにいるところを、花野さん宅横で運良く助け上げられた。同様に食料を取りに帰った鈴木のおばは中磯さん宅の横まで流され、この時の怪我が元で病氣となり後年亡くなった。

夜が明けて帰途にいたが八坂橋の欄干が完全に流失しており、大谷の田圃には流失した家の残骸や小舟などが見え、西念寺の境内には流失した家財等で瓦礫の山と化していた。もちろん国道は塞がれ折重なった全壊の屋根の上を伝いながら帰る。久佐木宅の前から海の方を見ると、まるでバリエードを築いた様に家や納屋が圧縮され行く手を遮っており、無惨とも何とも言いようのない光景であった。浜口磯次郎さん、羽里常一さん宅は半壊し、佐山さん宅は流失して跡形もなく羽里の隣にあった平滝と共同の倉庫も流失していた。富田さん、大喜田正司さん、西漁協旧事務所（現西漁会館）等も悲慘極まる姿となっていた。

私方はアマ納屋（経節を製造するため火を燻す建物）だけはなぜか無傷で残ったが他は全部壊され、私たちの寝起していた二階は落下し傾いていた。狂っていた潮も次第に落ち着くころ、母や叔父叔母達が帰り喜びも束の間、すぐに大掃除に取掛ったが余震にたびたび驚かされた。

昼近く満石のおじさん夫婦が食料品を携え見舞に訪れ非常に嬉しかった。余震や潮の心配で、その夜は杉王神社の通夜堂で泊まらせていただき、翌二十二日から一週間ほど一族全員が満石さん宅でお世話になり、なおも続く余震におびえながらも後片付けに励んだものだった。

今年度の集団検診は9月30日(金)が最終です！

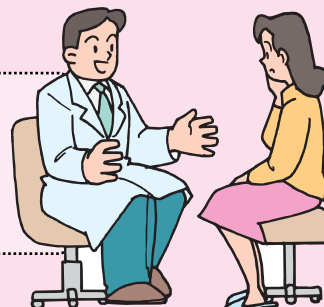
ただ今「がん検診」「特定健診」の申し込みを受け付けております
お早めにお申し込み下さい！！

「がん検診」について

対象者：牟岐町の40歳以上の方すべて（＊国保以外の方も可。年齢の上限なし）

受診方法：集団検診のみ（事前に役場へお申し込み下さい）

検診内容：胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎



なお今年度から『働く世代の大腸がん検診促進事業』として、
40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の方は大腸がん検診が無料で受けられます。対象の方には後日
個別通知しますので、ぜひ受診して下さい！

「特定健診」について

対象者：牟岐町の40～74歳の国保の方のみ

受診方法：集団検診と個別検診のどちらでも可（個別の場合は医療機関で直接受けて下さい）

検診内容：身体計測、腹囲・血圧測定、尿検査、血液検査、診察など

＊受診時は…①健診料金 ②健康保険証 ③受診券を必ずご持参下さい

集団検診の予定（電話でのお申し込みでもOKです）

9月30日（金）7時30分～10時30分：海の総合文化センター

13時00分～14時30分：宮の本コミュニティセンター

（東の西公民館）

希望される方は、事前に問診票をお送りしますので、役場・健康生活課までお申し込み下さい
→役場・健康生活課まで TEL. 72-3417 （締切 9月12日までに）

集団検診は今回が最後です！まだの方は、ぜひこの機会にお申し込み下さい。

姫神まつり海上パレード

